

与那国町大谷彰宏給付型奨学生募集要項

1 奨学生の資格

毎年4月1日を基準として、2か年以前から引き続き与那国町に住所を有する者の子又はこれに準ずるものであって、当該住所を有する者の扶養を受けている者であり、かつ、大学(大学院、専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む)に進学及び在学する学生で、修学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者

※申請時において合格通知の有無は問いません

2 給付型奨学生の申請の際に必要な提出書類

- (1) 奨学生申請書（様式第1号）
- (2) 成績証明書

※新入学の者は出身高等学校3年時のもの、大学在学中の者は前年までのもの

- (3) 家族構成調書（様式第2号）
- (4) 在学証明書 ※入学前の者については、入学後に提出
- (5) 申請者及び申請者と生計を一にする者の住民票謄本
- (6) 申請者及び申請者と生計を一にする者の市町村民税課税証明書及び納税証明書
- (7) その他、町長が必要と定める書類

3 受付場所・受付時間

与那国町教育委員会 総務課 〒907-1801 与那国町字与那国129番地

お問い合わせ先 ☎0980-87-2002

平日 8:30~17:15 (12:00~13:00を除く) 随時受付

4 審査基準

- (1) 学業成績

ア 新入学の者は、高等学校3年時の学業成績評定の平均値が概ね4.0以上であること又はその他の学業で特に優秀な成績を収めたものであること
イ 大学在学中の者は、前年までの履修科目全体の内、可を超えるもの又はそれと同等と認められるものが7割以上であること

- (2) 健康状態、人物評価など
- (3) 家計状況

ア 本人及び本人と生計を一にする者の市町村民税所得割額の合計が、126,000円未満であること

※提出された『市町村民税課税証明書及び納税証明書』を基に審査します

- (4) 以前にこの奨学生の給付を受けていない者であること
- (5) 与那国町奨学基金条例施行規則(昭和 61 年規則第 8 号)による奨学生の決定を受けていない者であること

5 奨学生の給付期間及び給付額

- (1) 奨学生の給付期間は奨学生の在学する大学の正規の修業期間とする(月額 50,000 円)
- (2) 6 月、9 月、12 月及び翌年 3 月の年 4 回に分け、金融機関振込により交付

※奨学生選考委員会の開催の時期により、受給開始月が変動する場合がございます。

あらかじめご了承ください。

6 募集人数 若干名

与那国町教育委員会 総務課
電話：0980-87-2002
FAX：0980-87-2074